

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

事業所指定事務説明会 (通所事業所用)



志摩市健康福祉部
介護・総合相談支援課
平成29年10月18日
(一部修正あり
※P9赤字下線部分)

①サービス種別・単価・基準について

平成29年10月時点の志摩市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス	多様なサービス
サービス種別	通所介護相当サービス	通所型サービスA	通所型サービスB
サービス内容	介護予防通所介護に準じる	○積極的な生活機能向上のための機能訓練、運動、レクリエーション ○一定以上の見守りが必要な利用者に対する交流、外出機会の提供	住民主体による「集いの場」での運動・体操・会食等
対象者	要支援者＋総合事業対象者		要支援者＋総合事業対象者
対象者とサービス内容の考え方	○既にサービスを利用しているケースで特に現行相当のサービスの利用の継続が必要なケース ○別に示す状態・状況に当てはまり、専門職のかかわりが特に必要なケース	○心身の状態が安定しているもの ○運動や外出・交流などを主な目的としているケース ○入浴、送迎、活動時に見守り程度の援助しか必要としないケース	○住民主体により行われる「地域の集いの場」で、地域との交流を通じて、生きがいを持ち、地域とのつながりが見込めるもの
利用回数	別紙参照	別紙参照	開所日による(週1回程度)
サービス単価	別紙参照	別紙参照	検討中
自己負担	1割または2割(一定所得者)※介護保険料未納者等は別に定める		実施主体により設定＋実費
実施方法	指定		補助
サービス提供者	指定通所介護事業所		地域住民組織
提供数	34事業所(みなし指定を含む)	2事業所	—

現行の介護予防通所介護相当のサービスの対象となりうるケース

現行の介護予防通所介護相当のサービスとなりうるケース	①指定難病疾患や退院直後で状態が変化しやすい者など、医療的なケアや病気症状の観察が必要な者 ②身体障害者手帳2級以上や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ③入浴・食事・排せつなどの身体介護が必要な者 ④認知症の症状があり専門知識に基づくかわりが必要な者 ⑤集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善が見込める者 ⑥上記以外で医師の意見書等により特に必要性を指摘されたうえで、ケース会議等により検討した結果、当該サービスが必要とされた場合 ⑦本来、基準緩和型サービスの対象であるが利用者の生活圏域内において基準緩和型サービスを提供できる事業所・団体がなく、当該サービスによる支援が必要とされた場合
----------------------------	--

通所型サービスの単価・利用回数

	現行の介護予防通所介護相当のサービス	通所型サービスA
単 価	●単価設定の単位 1月あたりの包括単価 ●単位数：要支援1 1,647単位/月 要支援2 3,377単位/月	●単価設定の単位 1回当たり単価 ●単位数：送迎及び入浴無 270単位/1回 送迎又は入浴無 290単位/1回 送迎及び入浴有 310単位/1回
利用回数	要支援1：週1回程度 要支援2：週2回程度 ※現行の介護予防通所介護の考えに基づく利用頻度	要支援1：週1回まで 要支援2：週2回まで
総合事業対象者について	総合事業対象者は原則要支援1相当（但し、要支援2の者が認定の更新申請に替わり、基本チェックリストにより事業対象となった場合、新たな有効期間内のみ要支援2相当の利用回数とすることができ、その際は単価も要支援2相当とする。）	
1単位の単価	10円	

通所型サービスの加算・減算について①

	現行の介護予防通所介護相当のサービス	通所型サービスA
定員超過による減算	通所型サービス費所定単価数の70/100算定 一体的に運営する場合でも、それぞれの定員で超過した 場合に減算対象となります。	なし
看護・介護職員 が欠如による減算	通所型サービス費所定単価数の70/100算定 人員基準欠如は、一体的に運営する場合は全体の利用者 に対しての人員配置で考えます。	
同一建物減算	要支援1・総合事業対象者 - 376/月	
	要支援2・総合事業対象者 - 752/月	
生活機能向上グループ活動加算	100/月	
運動機能向上加算	225/月	
栄養改善加算	150/月	
口腔機能向上加算	150/月	
選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算 (I)	
	①運動器機能向上及び栄養改善 480/月	
	②運動器機能向上及び口腔機能向上 480/月	
	③栄養改善及び口腔機能向上 480/月	
	(2) 選択的サービス複数実施加算 (II)	
	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700/月	

通所型サービスの加算・減算について②

		現行の介護予防通所介護相当のサービス	通所型サービス A
若年性認知症受入加算		240/月	なし
事業所評価加算		120/月	
支給限度額の対象外算定項目	中山間地域等提供加算	1月につき所定単位数の5%加算	
	サービス体制提供強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (I) イ ①総合事業対象者・要支援1「72単位」(1月につき・週1回程度の通所) ②要支援2「72単位」(1月につき・週1回程度の通所) ③総合事業対象者・要支援2「144単位」(1月につき・週2回程度の通所) (2) サービス提供体制強化加算 (I) ロ ①総合事業対象者・要支援1「48単位」(1月につき・週1回程度の通所) ②要支援2「48単位」(1月につき・週1回程度の通所) ③総合事業対象者・要支援2「96単位」(1月につき・週2回程度の通所) (3) サービス提供体制強化加算 (II) ①総合事業対象者・要支援1「24単位」(1月につき・週1回程度の通所) ②要支援2「24単位」(1月につき・週1回程度の通所) ③総合事業対象者・要支援2「48単位」(1月につき・週2回程度の通所)	
	介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 I 所定単位数の59/1000加算 (2) 介護職員処遇改善加算 II 所定単位数の43/1000加算 (3) 介護職員処遇改善加算 III 所定単位数の23/1000加算 (4) 介護職員処遇改善加算 IV (3) で算定した単位数の90%加算 (5) 介護職員処遇改善加算 V (3) で算定した単位数の80%加算	

通所型サービスの単価の見直し

平成30年度は介護報酬見直しの時期になっています。

現行の通所介護相当サービス及びそれにかかる加算については、国が示す単価を採用する予定です。

また、通所型サービスAについては単価算定方法を下記内容で変更をする予定です。

※現在、もとなる単位は現行のもので示していますが、報酬改定があった場合は、現在の単価のもとなる単位と考えが近いものを当てはめます。

現行：378単位 × 85% ÷ 310単位（送迎・入浴サービスあり）

※378単位とは地域支援事業実施要綱の別添1の2. 通所介護事業者の従事者によるサービス費（4）事業対象者・要支援1（1回に月・1月の中で全部で4回までの利用）に示す1回あたり単価

改定：1,647単位 ÷ 5 ÷ 329単位（送迎・入浴サービスあり）

※1,647単位とは地域支援事業実施要綱の別添1の2. 通所介護事業者の従事者によるサービス費（4）事業対象者・要支援1に示す1月あたり単価

①サービス種別・単価・基準について

通所型サービスの人員、設備等基準①

	現行の介護予防通所介護相当のサービス	通所型サービスA
人 員	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者（※1） 常勤・専従1以上 ●生活相談員（※2） 専従1以上 ★資格要件 下記に定める基準による ●看護職員 専従1人以上 （定員10人以下の事業所においては看護職員 または介護職員） ●介護職員（※2） 利用者15人まで 専従1以上 利用者15人以上 15人以上1人につき専従0.2以上 ●機能訓練士 1以上 ※1 支障がない場合、ほかの職務、同一敷地内 のほか事業所等の職務に従事可能 ※2 生活相談員・介護職員の1は常勤 	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者（※3） 専従1以上 ●生活相談員（※4） 原則不要 ●看護職員（※5） 原則不要 ●従事者 利用者15人まで 専従1以上 利用者15人以上 15人以上につき 必要人数 ※3 支障がない場合、ほかの職務、同一 敷地内のほか事業所等の職務に従事可能 ※4 利用者の相談に応じることのできる体 制が望ましい ※5 体調急変時に、（准）看護師と連携が 図れる体制であること
生活 相談員 資格要件	<p>（1）社会福祉士（2）社会福祉主事任用資格（3）精神保健福祉士 （4）－1 介護福祉士（4）－2 介護支援専門員 （4）－3 その他、保健・医療・福祉に係る資格又は実務経験から、（4）－1から （4）－2と同等の能力を有すると認められる者。 ※（4）－3については、「生活相談員の任用に係る申立書」を届け出ることにより、生活相 談員として従事することを可能としますが、申し立てる法人においては、専門性の評価、キャ リアアップの観点から、介護現場に求められる資格、実務経験により、同等の能力を有するか 判断してください。（平成21年2月24日 三重県健康福祉部長寿社会室）</p>	

①サービス種別・単価・基準について

通所型サービスの人員、設備等基準②

	現行の介護予防通所介護相当のサービス	通所型サービスA
設 備	<ul style="list-style-type: none"> ● 食堂及び機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ● 静養室、相談室、事務室 ● 消火設備その他非常災害に必要な設備 ● 必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ● 必要な設備・備品
運 営	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別サービス計画の作成 ● 運営規定等の説明、同意 ● 提供拒否の禁止 ● 従事者の清潔保持・健康状態の管理 ● 従事者又は従事者であった者の秘密保持 ● 事故発生時の対応 ● 廃止・休止の届出と便宜の提供 (現行の基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じ、個別サービス計画の作成 ● 従事者の清潔保持・健康状態の管理、 ● 従事者又は従事者であった者の秘密保持 ● 事故発生時の対応 ● 廃止・休止の届出と便宜の提供
安全配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険加入の義務 サービス提供時に事故が起こった際の対応として損害保険への加入 	

通所型サービスの人員、設備等基準③

通所介護等と通所型サービスAを一体的に運営する場合の注意点

○定員について

通所介護及び介護予防通所介護並びに現行の介護予防通所介護相当のサービス(以下「通所介護等」という。)の定員数は、現行どおり一体的に定めることができますが、通所型サービスAはそれとは別に定員を定める必要があります。

○人員、設備等基準の考え方について

通所介護等・通所型サービスAを運営する場合、それぞれの基準により定員数に合わせた人員配置や施設・設備の要件を確保する必要がありますが、一体的に実施する場合は人員・設備の基準について通所介護等と通所型サービスAの利用者をすべて合わせた利用者数で通所介護等の基準要件を満たしていることで通所型サービスA基準要件も満たしているものとします。

例)通所介護等の定員 16人 通所型サービスAの定員4人 合計20人の人員配置

①一体的に運営する場合 介護職員 専従 2人以上

15人につき専従1名 + (定員合計 - 15人) × 専従0.2人 = 専従2名の配置

②単独又は併設で運営する場合 介護職員 専従 2.2人以上

通所介護等

15人につき専従1名 + (通所介護等定員 - 15人) × 専従0.2人 = 専従1.2名の配置

通所型サービスA

15人まで専従1名

事業所の指定について①

志摩市介護予防日常生活支援総合事業「介護予防・生活支援サービス(第1号事業)※」
(以下、②事業所の指定については「総合事業」とする)にかかる指定は志摩市が行います。
※ここでは現行の介護予防通所介護相当のサービスと通所型サービスAを指します

- 志摩市の総合事業の事業所指定有効期間は、6年間です。
- 総合事業の指定事業所には「24A00000000」の新しい事業所番号を付番します。
- 指定申請に関する書類は市ホームページに掲載してあります。
(URL https://www.city.shima.mie.jp/kenko_fukushi/kaigo_hoken/kaigoyobou_nitijouseikatsu/1481801015322.html)
- 平成30年4月1日から総合事業を開始する場合、指定にかかる書類の提出期限は平成30年1月31日です。
- 申請書類は原本と副本の2部ご提出ください。(副本については、原本の複写物で差し支えありません。) 副本については受付印を押した後、事業所控えとしてお返しさせていただきます。
また原本はファイルに綴ってご提出ください。

事業所の指定について①ー2

志摩市介護予防日常生活支援総合事業「介護予防・生活支援サービス(第1号事業)※」

(以下、②事業所の指定については「総合事業」とする)にかかる指定は志摩市が行います。

※ここでは現行の介護予防通所介護相当のサービスと通所型サービスAを指します

○申請書類は提出時に原則その場で確認し、内容に問題がないと認めたもののみ受理させていただきます。(確認時間は1件当たりおおよそ30分)

不備・指摘事項がある場合は受理できませんのでご注意ください。

なお、申請書類の提出時に担当者不在の場合、書類確認ができない場合がありますので事前にご連絡ください。

○郵送の場合は必ず、返信用封筒を同封してください。

(事業者控への送付または、申請書不受理の場合の返送の為)

今回の総合事業の事業所指定申請は一齐に50事業所程度の申請が想定されています。

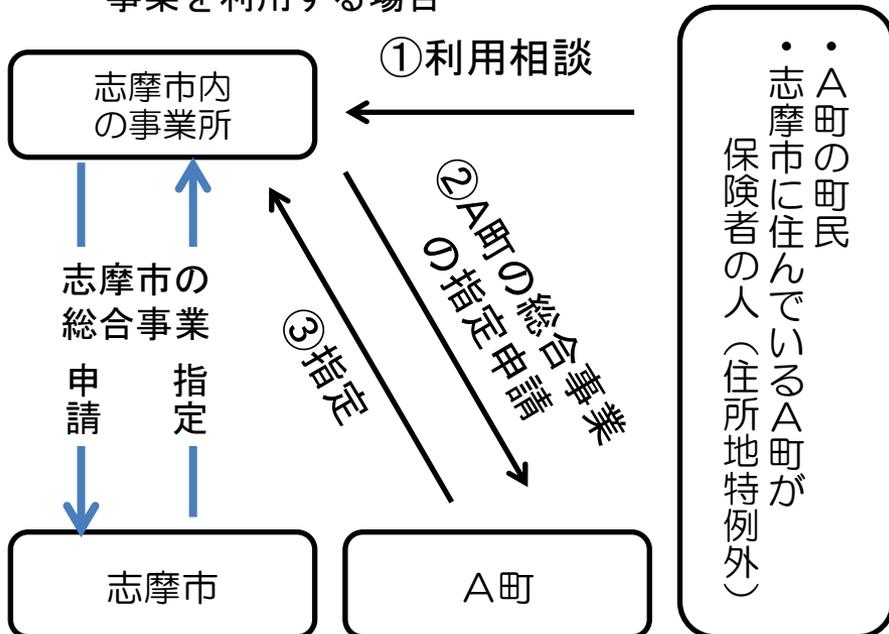
お忙しい中、申し訳ありませんが申請書は期日に余裕をもってご作成・ご提出いただきますようご協力をお願いします。

事業所の指定について②

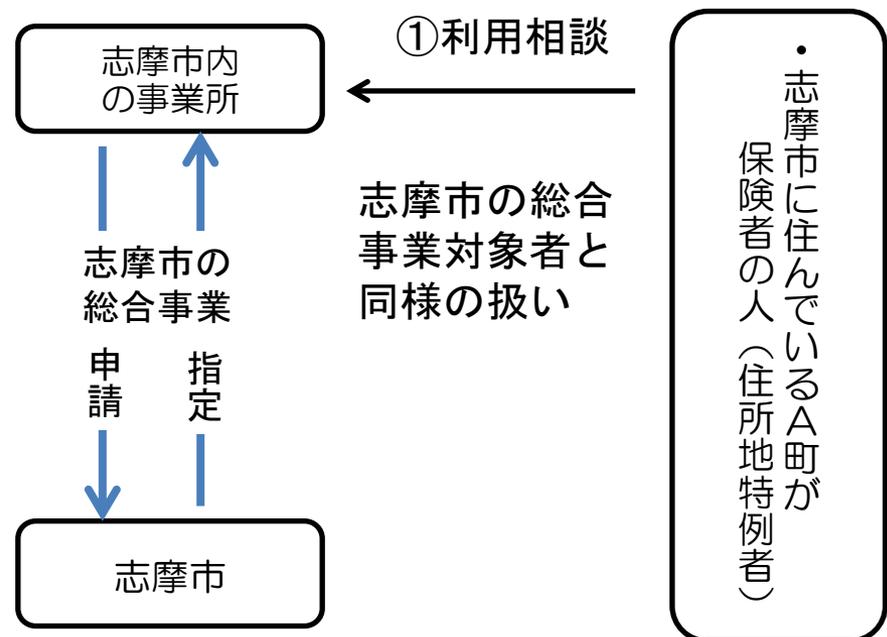
他市町村における総合事業の指定

総合事業は、各市町村の地域支援事業として実施され、人員等の基準や単価等それぞれの市町村で違いがあります。そのため志摩市が指定したサービス事業者は志摩市の被保険者及び志摩市に住民票のある住所地特例者のみにサービスの提供を行うことができます。他市町村を保険者とする利用者にサービスを提供するためには、その利用者の保険者から指定を受けてください。

例) A町の町民または志摩市在住だがA町が保険者の人(住所地特例外)が志摩市の事業所で総合事業を利用する場合



例) 志摩市在住でA町が保険者の住所地特例者が志摩市の事業所で総合事業を利用する場合



サービス支給費の請求について①

介護予防・生活支援サービスの請求は、介護給付、予防給付とは別に、新たな様式を用います。

1. 請求に使う書類

- ・介護予防・日常生活支援総合事業費請求書（様式第一の二）請求金額の明細
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（様式第二の三）各サービスの明細

2. 請求に伴い作成するファイル

CSVは介護給付、予防給付のものとは別に作成します。（別のCSVとして）介護給付、介護予防給付の明細書と同じように、介護予防・日常生活支援サービスの事業費も、住所地特例対象者へのサービスと、他の者へのサービスで分かります。

※上記を作成する場合には、新たに付番された事業所番号（「24A」で始まる事業所番号）で作成してください。

3. 公費

介護予防・生活支援サービスの利用者負担は公費（生活保護の介護扶助）の対象となります。

このため、予防給付と同様、指定事業者による介護予防・生活支援サービスについては、利用者負担は生活保護の公費の対象となります。

サービス支給費の請求について②

4. 高額介護予防サービス費等相当事業

指定事業者によるサービスは、高額介護予防サービス費等の対象となります。

5. 給付制限について

介護予防給付と同様の基準で給付制限を適用しています。

6. 離島介護サービス提供促進事業について

介護予防給付と同様の基準で対象となります。

7. サービスコード

総合事業のサービス費の請求には総合事業用のサービス種類コードが必要です。現在も総合事業利用者の請求に「A5 〇〇〇〇」のコードを利用していますが、平成30年4月以降のサービス提供にかかる請求は

・現行相当サービス「A6〇〇〇〇」 ・基準緩和型サービス「A7〇〇〇〇」
を利用していただくことになると思われます。

また、平成30年度は介護報酬改定が予定されている年度です。新たなサービス種類コードについては、作成し次第ホームページに掲載しますので、各事業所でシステム導入業者と連携をとり、データ取込作業を行ってください。

※なお、報酬改定は毎回年度末に告示されます。国保連との調整も必要となり、4月10日前後の掲載を想定しています。

その他連絡事項

運営規定・重要事項説明書・契約書の取扱いについて

内容が変更となりますので、新たに作成（修正）・利用者への説明・契約が必要です。

また、作成（修正）方法は事業所の方針で結構ですが、参考事例は、志摩市のホームページに掲載してあります。

定款等について

法人の定款についても必要に応じて変更をお願いします

ホームページでの情報提供について

現在、志摩市のホームページではこれまでの説明会資料等を掲載しています。また指定申請にかかる様式やサービス種類コード等、様々な様式についてもホームページからダウンロードしていただけるよう、掲載中です。

- ・ 指定関係書類
- ・ 契約書、重要事項説明書等関係書類の参考例 等

※なお、インターネット環境がない事業所につきましては個別に相談をお願いします。